

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年4月16日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長 小林 幹男

1 業務概要

(1) 業務名 夕張地域 用水流況解析等業務

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、国営土地改良事業地区調査「夕張川下流地区」について、国営土地改良事業地区調査実施要領に基づき、主要工事計画に係る事業計画の検討等を行うものである。

【設計】

ア 現況用水利用状況調査 N＝1式

イ 現況用水流況解析 N＝1式

ウ 計画用水流況解析 N＝1式

エ 用水再編可能区域の概定 N＝1式

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年2月27日まで

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

- 国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
 - (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定の技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、C P D取得単位
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 特定テーマに関する技術提案

5 手続等

- (1) 担当部局
〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ上席専門官
電話011-611-0194（内線2249）
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和6年4月16日から令和6年5月30日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は見積書受付締切予定時刻である11時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記5(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
令和6年4月16日9時00分から令和6年4月26日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。提出場所は上記5(1)に同じ。
- (4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
令和6年5月16日9時00分から令和6年5月30日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便

便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）
若しくは電子メール等（着信を確認すること。）により提出すること。提出場所は上
記5(1)に同じ。

6 その他

- (1) 契約書作成の要否 要。
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と
の随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
なお、実施する場合は別途通知する。
- (4) 詳細は説明書による。